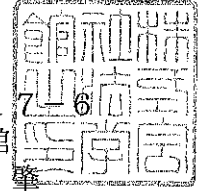


2008年9月5日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

東京都渋谷区桜丘町1
株式会社 法学館
代表取締役 西 肇



回 答 書

2008年8月27日付の貴団体からの請求につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

弊社における現行の申込規約における解約条項につき、貴団体の請求の趣旨を鑑み、以下のように改定いたします。

- 「(1) 講座開講日前日までに解約を申請した場合（開講日とは、申込コース全体の最初の講義実施日を指す。）
お申し込みいただいた講座（コース、セット）の該当クラス開講日前日まで（但し開講日以前にインターネットフォローを受講できる講座の場合はこれを利用していない時）であれば、理由の如何を問わず、解約による返金請求が可能です。
- (2) 講座開講日以後に解約を申請した場合
修学が困難・その他の事由により、解約の必要が生じた場合には、ご相談の上解約に応じます。」

この改定規約を2008年9月8日から運用いたしますので、貴団体からの請求の趣旨(1)から(6)については、可及的速やかに現行の申込用紙の破棄・交換、ウェブ上からの削除を行っていく予定です。

以上